

医薬第 483 号
令和元年（2019年）5月14日

各保健所設置市保健所長 様

北海道保健福祉部地域医療推進局
医務薬務課看護政策担当課長

「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正についてこのことについて、厚生労働省医政局長から通知されたので、お知らせします。

なお、本通知については、厚生労働省から各関係団体あてに周知されているため、貴職から改めて管内医療機関等への通知は不要ですが、管内医療機関等から問い合わせがあった際の参考としていただくとともに、引き続き本研修制度の周知についてご協力をお願いいたします。

記

送付内容

- 1 令和元年5月7日付医政発0507号第7号厚生労働省医政局長通知
「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について
- 2 新旧対照表
- 3 平成31年4月26日付医政発0426号第9号厚生労働省医政局長通知
保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令の施行について
- 4 厚生労働省令第七十三号

連絡先
看護政策グループ
担当：秋葉
TEL 011-231-4111（内線 25-361）
FAX 011-232-4108
E-mail akiba.emi@pref.hokkaido.lg.jp